

各生涯学習事業運営代表者 様

各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業における対応等について**【新型コロナウイルス感染症関連】**

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 2 月 13 日をもって「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」が終了しましたが、保健医療の負荷軽減と感染抑制のための取組は継続する必要があることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じた活動をしていただいているところです。

また、令和 5 年 2 月 10 日付事務連絡にて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されましたが、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは令和 5 年 4 月 1 日から適用することとし、それまではこれまでの考え方(※)に沿った対応とすることが示されました。

つきましては、学校を活動場所とする各種生涯学習事業におきましても、令和 5 年 3 月 31 日まではマスク着用の考え方も含め、令和 4 年 8 月 30 日付 R4 教生第 1496 号通知の記載内容について、これまでと同様の取扱いを継続することといたしますので、内容についてご確認ください。児童生徒及び地域の皆様の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、引き続きご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日からの取扱いについては改めて通知を行う予定です。

記

○ 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

※ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m 以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に 2 歳未満では推奨されない。2 歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。